

ほんちょうケアセンター居宅介護支援事業重要事項説明書

<2026年6月1日現在>

1. 提供するサービスについての相談窓口

電話	042-306-2270						
ファックス	042-399-2103						
担当者 (○)		野崎		早川		内田	戸室

2. 概要

(1) 名称等及び指定番号、サービス提供地域

事業所名	ほんちょうケアセンター
所在地	東京都東村山市本町3-43-1
介護保険指定番号	居宅介護支援 1372701548号
サービスを提供する地域	東村山市

(2) 職員体制

配置	資格等	常勤	業務内容
管理者	主任介護支援専門員	1名	運営管理、給付管理 (介護支援専門員兼務)
配置	資格等	常勤・非常勤	業務内容
介護支援専門員	介護支援専門員	1名以上	ケアプラン作成 給付管理

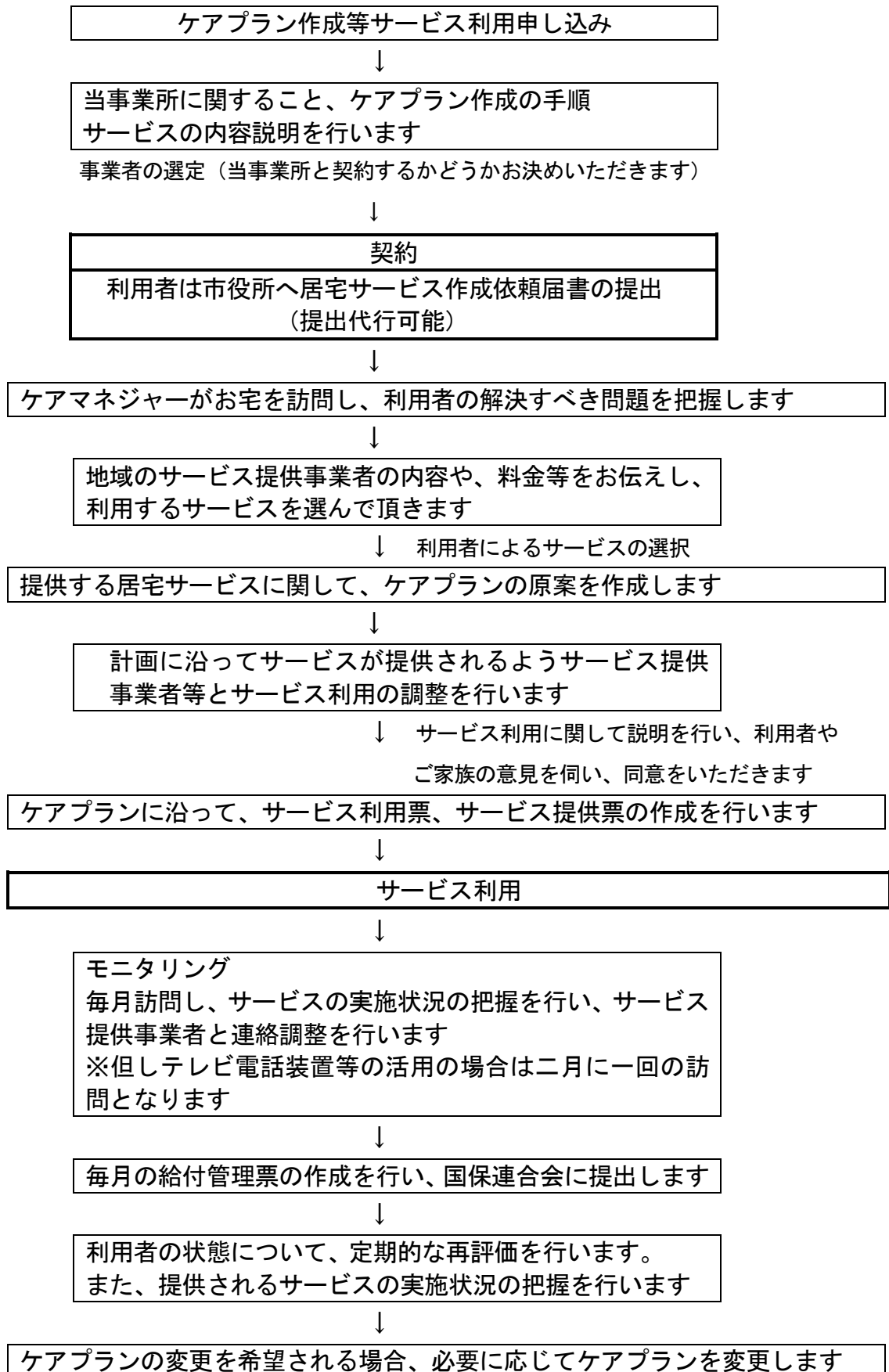
(3) 営業時間

平日	8:30 ~ 17:00
営業をしない日	日、祝日及び年末年始(12月29日~1月3日)

(4) 営業時間外及び営業しない日の連絡体制(24時間連絡体制)

対応者	職員による輪番制
連絡方法	管理者携帯電話への連絡

### 3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



#### 4. 利用料金

##### (1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので自己負担はありません。但し、ケアプランの作成にかかる費用に限ります。

##### ○ 介護報酬 体制及び加算

居宅介護支援費 その他加算	料 金	算 定 理 由
居宅介護支援費 (I) a 要介護 1~2	12,000円	取り扱い件数40件未満の場合。 40~60件未満5,955円、60件以上3,569円
居宅介護支援費 (I) b 要介護 3~5	15,591円	取り扱い件数40件未満の場合。 40~60件未満7,712円、60件以上4,618円
居宅介護支援費 (II) a 要介護 1~2	12,000円	取り扱い件数40件未満の場合。 40~60件未満5,768円、60件以上3,458円
居宅介護支援費 (II) b 要介護 3~5	15,591円	取り扱い件数40件未満の場合。 40~60件未満7,480円、60件以上4,486円
初回加算	3,315円 (当該月のみ)	新規にケアプランの作成、若しくは要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合
特定事業所加算 (II)	4,652円	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指市町村長に届け出た指定居宅介護支援事業所の場合
特定事業所加算 (III)	3,569円	
特定事業所加算 (A)	1,259円	
入院時情報 連携加算 (I)	2,762円 (月1回限度)	入院に当たって、病院または診療所に対して必要な情報提供を当日行った場合
入院時情報 連携加算 (II)	2,210円 (月1回程度)	入院に当たって、病院または診療所に対して必要な情報提供を翌々日以内に行った場合
退院・退所加算	連携1回 4,972円 連携2回 6,630円	入院や入所していた利用者が退院・退所に当たって医療機関等におけるカンファレンスに参加しない場合 ※初回加算算定の場合はありません
	連携1回 6,630円 連携2回 8,287円 連携3回 9,945円	
通院時情報連携加算	552円	利用者が病院又は診療所において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合
緊急時等居宅 カンファレンス加算	2,210円 (月2回程度)	病院等の求めにより、その医療職と利用者宅を訪問しカンファレンスしサービス調整した場合
ターミナルケアマネジメント加算	4,420円	末期の悪性腫瘍の利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得つつ、ターミナル期に通常よりも頻回な訪問により利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握するとともに、そこで把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等や居宅サービス事業者へ提供した場合
介護職員等処遇改善加算	2.1%	職員の資質向上、人材確保及び職場環境改善を目的として、研修実施やICT活用等により算定 (基本サービス費に各種加算・減算を加減した1月当たりの総単位数が母数)

\* 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護に応じた金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。この証明書を後日保険者の窓口に出すと、全額払い戻しを受けられます。

## (2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費(1km50円)が必要です。

## (3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

## (4) その他

- ・ 支払い方法：料金が発生する場合、その都度、請求をいたしますので、現金でお支払いください。領収書を発行します。

## 5. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。なお、介護支援専門員の変更を希望される場合はお申し出ください。

### (2) サービスの終了

#### ①お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くだされば、いつでも解約できます。

#### ②当事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等をやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

#### ③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。但し、事由の①及び②については、当該事由が発生した日から6ヶ月後に契約を終了するものとし、その間に当該事由が解消された場合はこの契約は継続されます。

##### ① お客様が介護保険施設に入所した場合

##### ② 利用者の要介護認定区分が非該当(自立)または要支援と判定された場

##### ③ お客様がお亡くなりになった場合

##### ④ 介護保険サービスを利用されなくなった場合

#### ④その他

事業者は、利用者または家族が事業者や介護支援専門員に対するセクシャルハラスメント、パワーハラスメントなどを含む行為により、この契約を継続するうえでの信頼関係が保たれない場合、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

### 6. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

#### (1) 運営の方針

- ① 社会福祉法人村山苑が経営するほんちょうケアセンターの居宅介護支援事業は、居宅介護支援事業の適正な運営を確保するため事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護支援を提供します。
- ② 介護支援専門員は、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じ、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立って援助を行います。
- ③ 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように中立公正な立場で調整します。  
事業所選定にあたり、居宅サービス計画の数が占める割合、提供されたものが占める割合を説明します。※別紙参照
- ④ 事業の実施にあたっては、関係市区町村、地域の保健・医療福祉機関と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

#### (2) 居宅介護支援の提供にあたって

当事業所において課題分析（アセスメント）については、適切な方式と的確な視点での現状把握に努めます。

#### (3) 医療と介護の連携強化

病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援する等のため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

- (4) 利用者は、指定居宅サービス事業者等の複数の事業所の紹介を求めることができます。また、居宅サービス計画に位置付ける指定居宅介護サービス事業者を居宅サービス計画に位置付けた理由についても説明を求めることができます。必要があれば遠慮なくお申し出ください。

### 7. 秘密の保持

- ①事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り

得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。

- ②事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を行います。
- ③事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得るものとします。

## 8. 事故時の対応

- ①当事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者などの連絡を行うとともに、必要な措置を行います。
- ②当事業者は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。
- ③当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入します。

## 9. 虐待への対応

- ①当事業者は、利用者や利用者家族等への虐待の疑いを知り得た際には、関係機関と連携し対応していきます。
- ②ほんちょうケアセンターでは虐待防止マネジャーを配置、当事業者では虐待防止委員を配置し定期的（6月に1回以上）に委員会を開催します。
- ③当事業所は、虐待防止のための指針を策定し定期的な研修を行います。

## 10. （身体的拘束等の対応）

当事業所は「身体的拘束等の適正化の推進」に関して身体的拘束等を行う場合は身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うこととします。

## 11. 業務継続

当事業者は感染症並びに災害に係る業務継続計画の策定を行います。

### 災害時の対応

- ①ほんちょうケアセンターでは大規模災害に備え、ほんちょう保育園と合同にて初動訓練、炊き出し訓練を行います。
- ②当事業所では防火防災委員を配置し、ほんちょうケアセンターでは定期的に委員会の開催を行います。

## 感染対策

- ①ほんちょうケアセンターでは感染症が発生、またはまん延しないように感染症対策委員を配置し定期的(6ヵ月に1回以上)、必要時に委員会の開催を行います。
- ②当事業所では感染症の予防、まん延防止のための研修、訓練を行います。

## 12. テレビ電話装置等の活用

利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議、サービス担当者会議、モニタリング等についてはテレビ電話装置等の活用にて行えることとします。※要件あり

※テレビ電話装置等の活用には、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守します。

## 13. 電磁的記録について

交付、説明、同意、承諾、締結等について電磁的方法によることができます。

## 14. サービス内容に関する苦情

居宅介護支援に関するご相談・苦情及びケアプランに基づく各サービスについてのご相談・苦情は下記にて承ります。

### ① 当事業所相談窓口

担当者 早川 利香  
苦情解決責任者 センター長 野崎 礼  
苦情解決統括責任者 理事長 相原 弘子  
受付時間 9:00～17:00(日及び祝日、年末年始を除く)

### ② 第三者委員

第三者委員：田村均 青梅市新町5-40-4 電話：0428-31-5216  
丹澤育子 東村山市青葉町2-14-73 電話：090-4919-3694

### ③ 市町村

市町村名	受付部署	電話番号
東村山市	健康福祉部 介護保険課 介護給付係	042(393)5111

### ④ 国保連

名称：東京都国民健康保険団体連合会 介護福祉部介護相談指導課介護相談室  
窓口住所：東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館  
電話：03-6238-0177(苦情相談窓口専用)  
時間：9:00～17:00まで(土日、祝祭日を除く)

## 15. サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施した直近の年月日】	2021年10月11日
【第三者評価機関名】	株式会社 ケアシステムズ
【評価結果の開示状況】	2022年1月19日

## 16. 当事業所の概要

名称・法人種別                    社会福祉法人    村 山 苑  
代表者役職名・氏名            理 事 長        相 原        弘 子  
法 人 所 在 地                    東京都東村山市富士見町2-7-5  
電 話 番 号                        0 4 2 - 3 9 3 - 8 4 9 6

### その他の事業等

- ・ 救護施設                        : 村山荘・さつき荘
- ・ 生活困窮者支援                : むらやまえん生活相談所
- ・ 障害者支援施設                : 福祉事業センター
- ・ 保育所                            : つぼみ保育園        ・ ふじみ保育園  
    ほんちょう保育園・ひよし保育園
- ・ 介護老人福祉施設              : ハトホーム    第2ハトホーム
- ・ 短期入所生活介護              : ハトホーム    第2ハトホーム
- ・ 通所介護（休止）              : ハトホーム在宅サービスセンター
- ・ 通所介護・訪問介護            : ほんちょうケアセンター
- ・ 受託                                : シルバーピア生活相談事業

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

所在地 東京都東村山市本町3-43-1

名称 社会福祉法人 村山苑

ほんちようケアセンター

説明者 \_\_\_\_\_

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、ここに同意します。

年 月 日

利用者

住所 東村山市 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

家族代表者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

代理人

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(利用者本人との関係 )